

多可町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 27 年 3 月 27 日

条 例 第 17 号

多可町道路占用料徴収条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

別表アを次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用料の額

占用物件		区分	単位	占用料(円)	
法第 32 条第 1 項 第 1 号に掲げる工 作物	電柱及び支線柱	年額	1 本	1,600	
	電話柱及び支線柱	年額	1 本	930	
	その他の柱類	年額	1 本	72	
	電気事業者による電気通信事業者への共 架柱(本数計算)	年額	1 本	930	
	電気通信事業者による電気事業者への共 架柱(本数計算)	年額	1 本	390	
	共架電線その他上空に設ける線類(延長計 算)	年額	1 m	10	
	地下電線その他地下に設ける線類	年額	1 m	5	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	年額	1 個	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1 個	600	
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	広告塔	表示面積	1 m ²	4,400	
	その他のもの	占用面積	1 m ²	1,400	
	水管、下水道 管、ガス管そ の他これに類 するもの	外径が 0.2 メートル未満 のもの	年額	1 m	72
		外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	年額	1 m	190
		外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	年額	1 m	480
		外径が 1 メートル以上の もの	年額	1 m	950
法第 32 条第 1 項 第 4 号に掲げる施 設	日よけ、雨よけアーケードその他これらに 類するもの	年額	1 m ²	1,400	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	年額	1 m ²	2,900	

	地下に設ける通路		年額	1 m ²	1,500
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日額	1 m ²	47
		その他のもの	月額	1 m ²	440
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチである物を除く)	一時的に設けるもの	月額	1 m ²	440
		その他のもの	年額	1 m ²	4,400
	標識		年額	1本	1,100
	旗ざお	一時的に設けるもの	日額	1本	47
		その他のもの	月額	1本	440
	幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	一時的に設けるもの	日額	1 m ²	47
		その他のもの	月額	1 m ²	440
	アーチ	車道を横断するもの	月額	1基	4,400
		その他のもの	月額	1基	2,200
政令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備		年額	1 m ²	1,400
政令第7条第4号及び5号に掲げる物件	工事用板囲い、足場及び工事用材料置場その他これに類するもの、土石、竹木、瓦その他の工事用材料		月額	1 m ²	440
その他のもの	前各号に準じて町長が別に定める。				

別表イを削る

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。